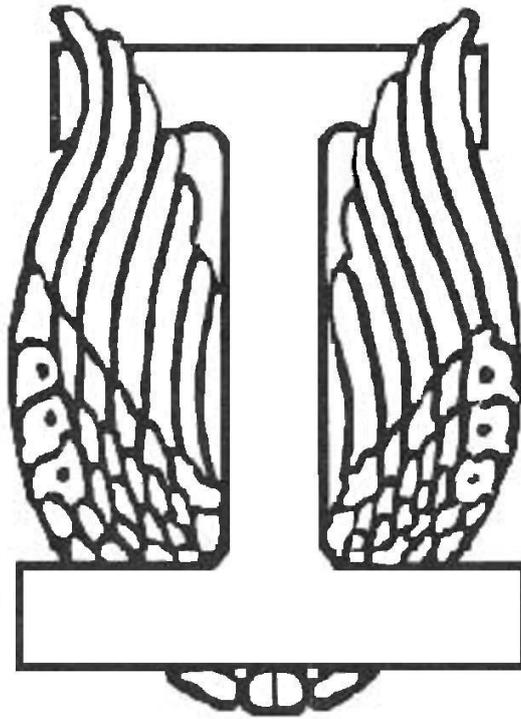


令和2年度

学校いじめ防止基本方針



高知県立高知東工業高等学校

学校いじめ防止基本方針

高知県立高知東工業高等学校

1 はじめに

いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。教職員一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、そういった学校の雰囲気を作り、生徒が安心して通学でき、安全な学校生活を送ることができるような環境を構築しなければならない。

また、いじめの問題への対応については、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なことは、いじめの定義やいじめか否かにいたずらにとらわれるのではなく、心が傷ついている生徒の気持ちに寄り添った支援を行うことである。あわせて、勇気をもっていじめを知らせてくれた生徒や被害を訴えてきた生徒をしっかり守り通す姿勢を示さなければならない。

いじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な学校づくりにもつながっていくものである。そこで、いじめの防止等のために学校全体で取り組んでいかなければならない。

2 いじめの定義 (いじめ防止対策推進法、平成25年法律第71号)

「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（第2条第1項）

「この法律において『児童等』とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」（第2条第3項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 高知東工業高等学校の基本方針

(1) 健康的で安全な学校づくりをめざす

教職員は、いじめ、差別、体罰や暴力のない人権が守られる学校の構築に努めなければならない。そして、基本的な生活習慣の確立（凡事徹底、挨拶励行）にも努めなければならない。また、昨今重要視されている防災教育の徹底（南海地震へのそなえ）を行い、掃除の行き届いた清潔感のある学校づくりを目指さなければならない。さらに、本校の特色である ISO14001 活動（環境 ISO）の推進も行っていく。

(2) 生徒の変化に気づく人権感覚を高める

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得る。また、生徒同士の間人間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もある。大人の人権感覚の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられる。このようなことから、生徒に関わるすべての教職員がしっかりと人権感覚をもち、生徒の小さな変化に気づく力を身に付けることが必要である。

(3) 生徒たちが「夢」や「志」をもてる学校をつくる（進路決定率100%を目指して）

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会の一員としてよりよい学校をつくっていかうとする意欲や態度を育むことにつながる。生徒たちが自分の「夢」や「志」をもてるようなキャリア教育を進め、進路決定率100%を目指していく。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

- ① 学校は、教育活動全体を通じてすべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- ② 学校は、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むこと。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての教職員が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは周囲から把握されにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。また、学校生活において長い時間を占める授業において生徒の生活の変化、心境の変化が観察される場合が多い。

- ① 学校生活アンケートや教育相談等の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるようにする。
- ② 月1回程度で学年会・専門科会等を開催し、各クラスや各科の状況等を報告しあい、生徒の変化を早期に発見するように努める。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。

- ① 教職員は平素より、いじめを認知した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、年に1回程度の「いじめに関する講演会」等を教職員、生徒、保護者を対象として開催する。
- ② 学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要であり、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

5 いじめ防止等の対策のための委員会（いじめ防止対策委員会）

「いじめ防止対策委員会」を組織し、その組織が中心となり、学校全体で、いじめを未然に防止し、いじめ又はその兆候を早期に発見し、及びいじめに関する事案に対処してその適切な解決を図ることとする。

「いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。また、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、「いじめ防止対策委員会」が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

教職員は、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。加えて、「いじめ防止対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

（1）組織の具体的な役割

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画等の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ③ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ④ 重大事態の調査のための組織を構成する母体とする。

（2）組織の構成員

構成する教職員等は、校長、教頭（全定）、生徒指導主事（全定）、人権教育主任（全定）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、補導専任、専門科代表、学年主任、スクールカウンセラー、南国警察関係者、PTA代表で構成する。また、必要に応じて部活動顧問や関係ホーム主任等、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

（3）組織運営上の留意点

「いじめ防止対策委員会」を実際に機能させるに当たっては、年2回程度の定例の会を設け、取組の報告やアンケートの分析などを行い、必要に応じて以後の計画案等を修正し、状況に合わせた取組を行う。また、いじめ防止のための取組を実際に行うに当たっては、各分掌や各科などと連携しながら行う。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法、平成25年法律第71号第28条第1項）

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下『重大事態』という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の意味について

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、高知県教育委員会又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

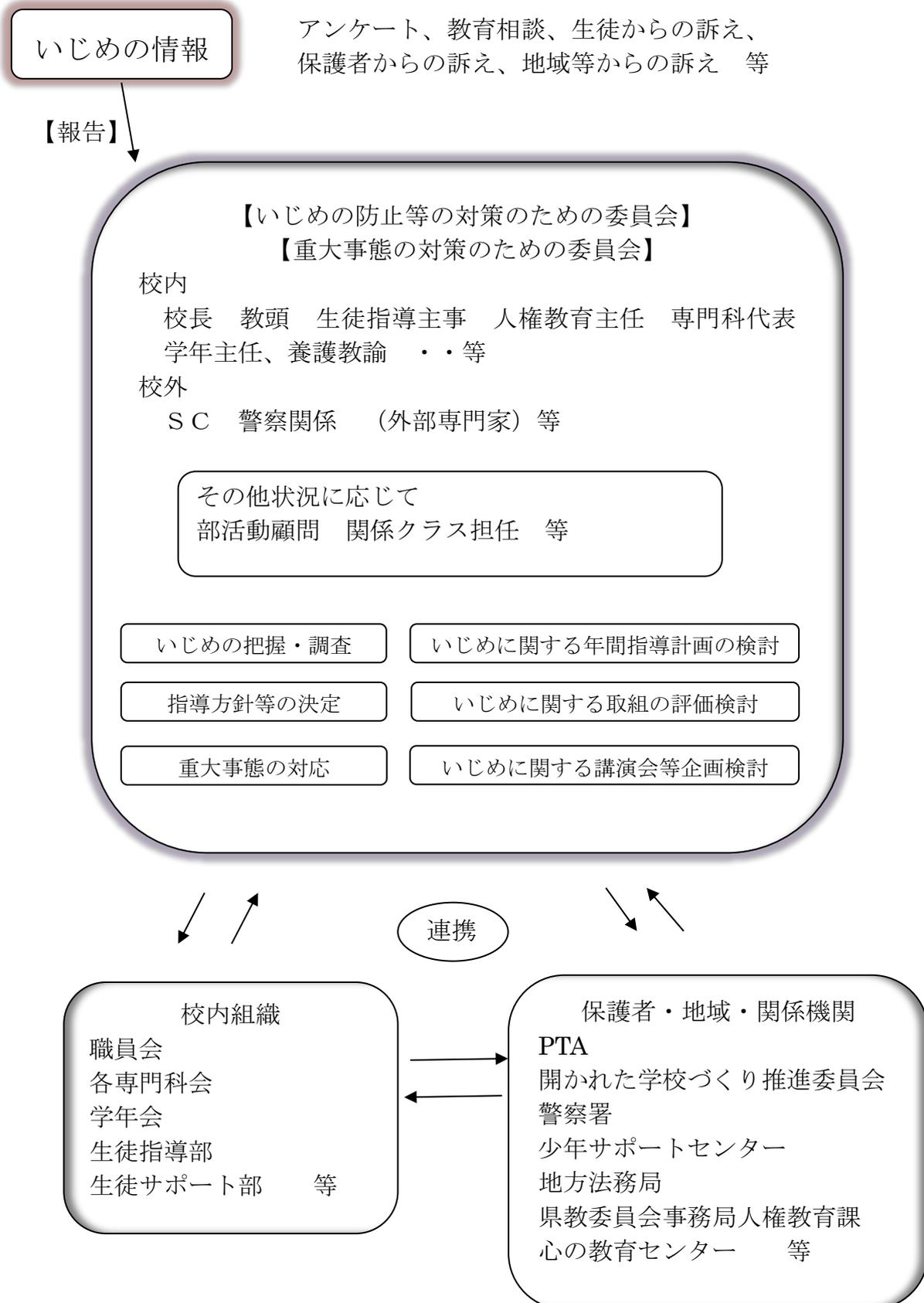
(3) 重大事態への対応

学校内で、重大事態が発生、または発生しそうとなった場合には、学校長は、すぐに県教育委員会と連絡を取り、その段階での報告を行うと同時に、重大事態対策委員会を緊急に開催する。なお、重大事態対策委員会は、前述の「いじめ防止対策委員会」の委員、該当教職員、に県教育委員会から派遣される複数の専門家及び指導主事で構成する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

いじめの防止等の対策のための委員会 及び保護者・地域・関係機関



＜年間全体計画＞

| 月 | 会 議 等 | 未然防止に向けた取組 | 早期発見に向けた取組 | 備考（行事等） |
|----|----------------|--------------|------------|---------|
| 4 | | | | 1 学期始業式 |
| | 学年会・科会 | | | 入学式 |
| | | | | |
| 5 | 学年会・科会 | | 学校生活アンケート① | |
| | | 人権教育LH（1年） | | |
| 6 | 学年会・科会 | 非行防止教室（1,3年） | | 生徒総会 |
| | | 人権教育LH（2,3年） | Q-Uアンケート① | |
| 7 | いじめ防止対策委員会 | | | |
| | 学年会・科会 | 清掃ボランティア活動 | | 期末テスト |
| | 開かれた学校づくり推進委員会 | | 保護者面談 | 1 学期終業式 |
| 8 | | | | |
| | | | | |
| 9 | | 非行防止教室（2年） | | 2 学期始業式 |
| | 学年会・科会 | | | |
| 10 | | | | |
| | 学年会・科会 | 清掃ボランティア活動 | 学校生活アンケート② | 体育祭 |
| 11 | | | | 中間テスト |
| | 学年会・科会 | 人権教育LH（2年） | | 技術競技大会 |
| | | | Q-Uアンケート② | |
| 12 | | | | 期末テスト |
| | 学年会・科会 | 清掃ボランティア活動 | | ホームマッチ |
| | いじめ防止対策委員会 | いじめ防止講演会 | 保護者面談 | 2 学期終業式 |
| 1 | | 人権教育LH（3年） | | |
| | 学年会・科会 | | | 3 学期始業式 |
| 2 | | | | 修学旅行 |
| | 学年会・科会 | 愛校作業 | | 生徒研究発表会 |
| | 開かれた学校づくり推進委員会 | | | |
| 3 | いじめ防止対策委員会 | | | 卒業式 |
| | 学年会・科会 | | 保護者面談 | 学年末テスト |
| | | | | 3 学期終業式 |